

別冊 2

松阪市学校給食センターベルランチ調理及び配送業務委託
共同企業体の取扱いに関する要項

〔 1. 目的 〕

松阪市学校給食センターベルランチ調理及び配送業務委託（以下「本業務委託」という。）に関し、企業連携及び協業化を促進することにより、確実かつ円滑に業務を履行すること、及び適正な競争を図ることを目的として2事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）を委託契約の相手方とする場合の取扱いについて、松阪市学校給食センターベルランチ調理及び配送業務委託に係る入札実施要項（以下「実施要項」という。）、同仕様書、関係法令及び松阪市契約規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

〔 2. 共同企業体の参加要件 〕

本業務委託の入札に参加できる共同企業体は、次の要件をすべて満たすものとします。また、入札参加申込から契約締結までの間に、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）のいずれかが松阪市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとします。

- (1) 共同企業体の結成方法は、事業者の自主的な結成によるものとする。
- (2) 構成員は、給食センターにおける調理、配膳業務を担当する構成員（以下「調理業務等担当構成員」という。）及び配送業務を担当する構成員（以下「配送業務担当構成員」という。）の2事業者であること。
- (3) 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 構成員は、松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 構成員は、松阪市契約規則第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (6) 構成員は、建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第150号）により、指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 構成員は、法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (9) 構成員は、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 調理業務等担当構成員は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業の許可を有していること。
- (11) 調理業務等担当構成員は、令和3年4月1日以後に、給食業務において食品衛生法に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けていないこと。
- (12) 調理業務等担当構成員は、食品衛生法第60条第1項及び第61条の規定により同法第55条第1項の営業の許可を取り消されたことがある者にあつては、入札参加申請時、その取り消しの日から起算して2年を経過していること。

- (13) 調理業務等担当構成員は、平成25年4月1日以後に、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設で、学校給食の調理に係る受託実績を3年以上有していること。
- (14) 配送業務担当構成員は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有していること。
- (15) 配送業務担当構成員は、「緑ナンバー」の配送車を給食センターに常駐できること。
- (16) 配送業務担当構成員は、平成25年4月1日以後に、食品配送業務に係る受託実績を有していること。
- (17) 構成員は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び暴力団の利益となる活動を行っていないこと。
- (18) 構成員は、給食センターとの連絡・調整・緊急時における応援等が速やかに行えるよう、三重県内に法人開設届が出された本店、支店、営業所、事業所のいずれかを委託事業の委託開始までに有していること。また、業務従事者の新規雇用については、地域雇用（松阪市に住所を有する者）を最大限配慮すること。
- (19) 共同企業体の代表者は、調理業務等担当構成員とすること。また、その出資比率は50パーセントを下回らないこと。
- (20) 本業務において、同一の事業者が2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (21) 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で入札すること。
- (22) 予定価格の10%に相当する額以下で行った入札は、桁間違いの錯誤とみなし無効とする。
- (23) 構成員である入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (24) 入札条件に違反した入札は無効とする。

[3. 参加手続]

- (1) 参加申請の受付期間
令和6年1月25日（木）から令和6年2月7日（水）午後3時00分まで
- (2) 共同企業体の名称
本業務委託の入札に参加する共同企業体の名称は、「松阪市学校給食センターベルランチ調理及び配送業務委託共同企業体」とします。
- (3) 提出書類
 - ア 共同企業体入札参加申請書（様式第7号）
 - イ 共同企業体協定書（様式第8号）
 - ウ 使用印鑑届（様式第9号）
 - エ 委任状（様式第10号）
 - オ 事業者の概要（様式第3号）※実施要項参照
 - カ 調理業務の実績（様式第4号）
 - キ 配送業務の実績（様式第11号）
 - ク 宣誓書（共同企業体用）（様式第12号）
 - ケ 調理業務の実績を証明する契約書等の写し

- コ 配送業務の実績を証明する契約書等の写し
- サ 食品衛生法第55条の規定による営業許可証の写し
- シ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可の写し
- ス 本業務委託に携わる統括責任者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）

（4）提出先

松阪市役所 契約監理課 調達係まで上記提出書類を持参してください。
（提出先：松阪市殿町1340番地1 松阪市役所4F 契約監理課）

[4. 入札参加資格審査の結果通知]

参加申請のあった者について、共同企業体入札参加申請書等の提出書類に基づき入札参加資格の審査を行います。

入札参加資格が無いものには、令和6年2月8日(木曜日)午後5時までに、共同企業体の代表者に電話で連絡します。電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとします。

[5. 有効期間等]

（1）参加資格を有する共同企業体の有効期間は、区分に応じ、次のとおりとします。

ア 委託契約の相手方となった共同企業体

入札参加資格審査結果通知書が送達された日（以下「送達日」という。）から本業務委託の完了の日から起算して3月を経過する日まで

イ 委託契約の相手方とならなかった共同企業体

送達日から本業務委託の契約が締結された日まで

（2）（1）アの共同企業体の構成員は、有効期間が経過した場合においても、本業務委託に係る瑕疵等について連帯してその責めを負うものとします。

[6. 委託契約に基づく行為]

本業務に係る契約、監督、委託料等の支払等の本業務委託契約に基づく行為については、共同企業体の代表者をその相手方とするものとします。

<添付様式>

- 様式第7号 共同企業体入札参加申請書
- 様式第8号 共同企業体協定書（案）
- 様式第9号 使用印鑑届
- 様式第10号 委任状
- 様式第11号 配送業務の実績
- 様式第12号 宣誓書（共同企業体用）
- 様式第13号 入札書（共同企業体用）